小矢部市道の駅大規模改造事業
基本協定書（案）

小矢部市道の駅大規模改造事業（以下「本事業」という。）に関して、小矢部市（以下「市」という。）と[●●]グループを構成する法人（[代表企業名]（以下「代表企業」という。）、[構成員名]及び[構成員名]（以下総称して「構成員」という。）をいう。以下「代表企業」と「構成員」とを併せて「事業者」という。）との間で、本事業に関する諸契約及び指定管理者基本協定の締結に向けた基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「この基本協定」という。）を締結する。

前文

市は、小矢部市桜町1535番地1に所在する小矢部市道の駅「メルヘンおやべ」を大規模改造したうえで、その運営及び維持管理について、指定管理者を指定して管理させることとした。

具体的には、本事業で実施する道の駅の大規模改造に先立って、運営管理事業者を先行して選定することで、設計・建設を行う事業者（以下「設計建設事業者」という。）の公募条件や、設計建設事業者の実施する大規模改造に運営管理事業者の意見を反映することができるEOI方式を採用することで、当該事業者による優れた運営・維持管理の実現を通じた本事業の効果最大化を図り、地域の「賑わい創出」と「稼げる」が両立する道の駅の実現を目指すものである。

市は、公募型プロポーザル方式により上記の運営管理事業者の募集を実施し、代表企業及び構成員から構成される[●●]グループを優先交渉権者として決定した。

市と[●●]グループの構成員である代表企業及び構成員それぞれの者は、かかる経緯のもと、次のとおりこの基本協定を締結し、本件業務委託契約及び本件指定管理者基本協定の締結に向けた必要な事項を定めるものとする。

（目的及び解釈）

第1条　この基本協定は、市及び事業者が相互に協力し、本件業務委託契約及び本件指定管理者基本協定の締結を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2　この基本協定本文に定義されていない用語については、別紙 1 の定義集に定義された意味を有するものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条　市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2　事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（当事者が締結すべき契約）

第3条　市と事業者は、この基本協定締結後速やかに、募集要項等に基づき、本件業務委託契約を締結する。また、市と事業者は、令和11年度指定管理者基本協定を令和10年度の小矢部市議会において議決を経たうえで令和11年度に係る本件施設の指定管理者として指定した後に速やかに締結

するとともに、令和12年度以降指定管理者基本協定を令和11年度の小矢部市議会において議決を経たうえで令和12年度から令和21年度の期間における本件施設の指定管理者として指定した後に速やかに締結する。

（市の解除権等）

第4条　市は、事業者が本件業務委託契約等の全てが締結されるまでに次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、締結未了の本件業務委託契約等を締結しないこととし、この基本協定を解除すること又はこの基本協定及び本件業務委託契約等を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、事業者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)　事業者（事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(3)　事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらの者を総称して「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は委託業務に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は委託業務に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

(4)　第8条第1項及び第2項に規定する事項を遵守していないと認められるとき。

(5)　事業者が募集参加資格を欠くに至ったとき。

2　市は、前項の規定に基づく措置を講じた場合、この基本協定又は本件業務委託契約等の締結当事

者である相手方に対して一切の損害賠償の責めを負わない。

3　第 1 項第 1 号から第 4 号の該当性に対し帰責性を有する事業者は、違約金として連帯して令和 11 年度の指定管理料に相当する金額の 100 分の 10 を市に対して支払わなければならない。

4　市に生じた実際の損害額が第 3 項に規定する額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、第 3 項に定める事業者は連帯して当該賠償金全額を市に支払わなければならない。

（準備行為）

第5条　本件業務委託契約等締結前であっても、事業者は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとする。

（基本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第6条　市及び事業者は、他の当事者の承諾なくこの基本協定上の権利義務又は基本協定上の地位につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（債務不履行等）

第7条　この基本協定の各当事者は、この基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第8条　市及び事業者は、本事業に関して知り得た相手方当事者の情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、この基本協定及び本件業務委託契約等に別段の定めがある場合を除き、相手方当事者の事前の承諾なく、自己の役員、従業員、職員、代理人、コンサルタント又は下請負人等若しくはその代理人（以下、併せて「開示対象者」という。）以外の第三者に対し、当該情報を開示又は漏らしてはならない。

(1)　開示の時に公知である情報

(2)　開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報

(3)　開示者がこの基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報

(4)　開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報

(5)　開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報

(6)　法律、規則、官庁又は裁判所により開示が命ぜられた情報

2　市及び事業者は、この基本協定及び本件業務委託契約等の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

3　事業者が本件業務委託契約等の規定に基づき委任し、又は請け負わせた第三者による前 2 項の違反は、事業者による違反とみなす。

4　事業者は、第 1 項により、開示対象者に対し秘密情報を開示する場合には、自己の責任で自己が負う義務と同等以上の秘密保持義務を当該開示対象者に課す。当該開示対象者が秘密保持義務に違反した場合には、事業者は当該開示対象者と連帯して責任を負うものとする。

5　前項の場合において、事業者は、秘密情報の開示を受けた開示対象者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

（この基本協定の有効期間）

第9条　この基本協定の有効期間は、この基本協定の締結の日から本件業務委託契約等の終了の日までとする。ただし、第4条第3項、同条第4項、第7条及び前条に定める事項については、この基本協定終了後も効力を有するものとする。

（解除条件）

第10条　本件業務委託契約等の全部若しくは一部が締結に至らなかった場合又はこの基本協定が解除された場合、この基本協定で別段の定めがある場合を除き、この基本協定の各当事者は相手方当事者に対して、名目のいかんを問わず費用又は損害等の金銭の支払を請求することはできず、それまでに要した費用は各自の負担とする。ただし、一方当事者の責めに帰すべき事由によって本件業務委託契約等の締結に至らなかった場合又はこの基本協定が解除された場合、相手方当事者は、実際の損害額の賠償を請求することができる。

（管轄裁判所）

第11条　市及び事業者は、この基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、富山地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（準拠法及び解釈）

第12条　この基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2　この基本協定、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、この基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3　この基本協定の変更は、書面で行うものとする。

（定めのない事項）

第13条　この基本協定に定めのない事項については、市及び事業者が別途協議して定めることとする。

この基本協定の証として、本書2通を作成し、市と事業者が記名押印の上、市及び事業者を代表して代表企業が各自1通を保有し、代表企業以外の事業者はその写しを保有する。

令和9年●月●日

市　　住所　小矢部市本町1番1号
　　小矢部市
　　代表者　小矢部市長

事業者
【代表企業/運営企業】
　住　所
　商号又は名称
　代表氏名

【構成員/維持管理企業】
　住　所
　商号又は名称
　代表氏名

（別紙 1）

定義集

この基本協定において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「本件業務委託契約」とは、市と事業者が本事業に係る設計建設事業者公募支援業務、設計建設支援業務及び開業準備業務の委託を目的として締結する、小矢部市道の駅大規模改造事業 大規模改造支援業務委託契約をいう。
(2) 「本件指定管理者基本協定」とは、令和11年度指定管理者基本協定と令和12年度以降指定管理者基本協定を総称していう。
(3) 「令和11年度指定管理者基本協定」とは、市と事業者が締結する、本件施設に係る令和11年度の指定管理業務に関する基本協定をいう。
(4) 「令和12年度以降指定管理者基本協定」とは、市と事業者が締結する、本件施設に係る令和12年度から令和21年度までの期間における指定管理業務に関する基本協定をいう。
(5) 「本件業務委託契約等」とは、本件業務委託契約と本件指定管理者基本協定を総称していう。
(6) 「設計建設事業者公募支援業務」とは、別紙2「対象業務の概要」及び募集要項等に定める設計建設事業者公募支援業務をいう。
(7) 「設計建設支援業務」とは、別紙2「対象業務の概要」及び募集要項等に定める設計建設支援業務をいう。
(8) 「開業準備業務」とは、別紙2「対象業務の概要」及び募集要項等に定める開業準備業務をいう。
(9) 「維持管理業務」とは、別紙2「対象業務の概要」及び募集要項等に定める維持管理業務をいう。
(10) 「運営業務」とは、別紙2「対象業務の概要」及び募集要項等に定める運営業務をいう。
(11) 「指定管理業務」とは、維持管理業務及び運営業務を合わせていう。
(12) 「募集要項」とは、小矢部市道の駅大規模改造事業の実施に関して市が作成し、令和8年●月●日に公表した募集要項（公表後の変更を含む。）をいう。
(13) 「募集要項等」とは、募集要項、募集要項と合わせて公表した要求水準書その他の資料（公表後の変更を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。
(14) 「本件施設」とは、小矢部市桜町1535番地1に所在する小矢部市道の駅「メルヘンおやべ」をいう。

（別紙 2）

対象業務の概要

(1) リニューアル開業前業務

1）設計建設事業者公募支援業務

①公募条件設定等支援業務

②質問回答等支援業務

③設計建設事業者選定支援業務

2）設計建設支援業務

①設計支援業務

②建設支援業務

3）大規模改造中の運営管理業務

①開始準備業務

②運営業務

③維持管理業務

4）リニューアル開業準備業務

①関係者との協議及び契約準備

②施設及び設備の引継ぎ

③運営管理体制の確立及び業務担当者の教育訓練

④運営管理マニュアル等の整備

⑤什器備品等の調達及び受入れ準備

⑥許認可及び届出等

⑦試験運営及び開業前確認

⑧広報及び利用促進準備

⑨その他の開業準備業務

(2) リニューアル開業後業務

1）運営業務

①観光振興業務

②利用促進業務

③地域振興施設運営業務

④地域活性化業務

⑤防災関連業務

⑥利用料金対象施設の運営業務

⑦自主事業

2）維持管理業務

①建築物保守管理業務

②建築設備保守管理業務

③遊具及び公園施設保守管理業務
④什器・備品保守管理業務
⑤清掃業務
⑥植栽維持管理業務
⑦警備業務
⑧環境衛生管理業務
⑨駐車場及び駐輪場管理業務
⑩除雪及び凍結防止業務
⑪修繕業務
⑫その他維持管理業務